別表補助金等の名称の欄中

「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助金
国立研究開発法人国立国際医療研究センター施設整備費補助金
国立研究開発法人国立成育医療研究センター施設整備費補助金」

を

「国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター施設整備費補助金」

に、「地域生活支援事業費補助金」を「地域生活支援事業費等補助金」に、

「厚生労働行政推進調査事業費補助金
保健衛生医療調査等推進事業費補助金
医療研究開発推進事業費補助金
国立感染症研究所施設周辺安全対策等事業費
国立研究開発法人国立がん研究センター設備整備費補助金
国立研究開発法人国立循環器病研究センター設備整備費補助金
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金
国立研究開発法人国立国際医療研究センター設備整備費補助金
国立研究開発法人国立成育医療研究センター設備整備費補助金
国立研究開発法人国立長寿医療研究センター設備整備費補助金」

を

「医療研究開発推進費補助金
国立感染症研究周辺安全対策等補助金
厚生労働行政推進調査事業費補助金
保健衛生医療調査進事業費補助金
国立研究開発法人国立精神・神経医療研究センター設備整備費補助金」

に、「医療提供体制施設整備交付金」を「医療提供体制施設整備交付金
高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」

に改める。

進事業
所施設事業費
進調査
査等推
人国立研究セ費補助

「子育て支援交付金
外国人技能実習機構交付金
特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金」

を

「特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等支給業務費交付金
子育て支援交付金
外国人技能実習機構交付金」

に、「医療提供体制施設整備交付金」を

「医療提供体制施設整備交付金
高齢者医療制度円滑運営臨時特例交付金」

に改める。

○農林水産省告示第千五百六十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南巨摩郡身延町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、身延町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

身延町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南巨摩郡身延町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、身延町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

身延町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、身延町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十月十九日

農林水産大臣　齋藤　健

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県南巨摩郡身延町（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

身延町（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び身延町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千五百六十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十九年十月十九日

農林水産大臣　齋藤　健